氏名	提出日	年	月	日	$SR28_13$
----	-----	---	---	---	-----------

- 【問 5】正(○)誤(×)を判断し、誤りなら理由を簡単に記載し、併せて内容や授業等の感想を記載
- 1 【○】著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して「侵害行為の停止」を求めることができ、また侵害のおそれがある場合には「予防措置」を求めることができる。
- 【解説】権利を侵害する者に対しては、損害賠償だけでなく、差止や予防を請求できるのは、 知的財産法全般に規定されている。権利保護の効果を上げるためである。
- (差止請求権) 第百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
- 2 【×】作曲家甲は、その音楽の著作物について、著作権のすべてを乙に譲渡したとしても、甲自身が公開のステージで満員の聴衆を前にしてその音楽の著作物を演奏することに対して、乙から差止請求を受けることはない。
- 【解説】権利のない者が権利者に無断で音楽を演奏することは演奏権の侵害となる。作曲家は音楽の権利を演奏権も含めて譲渡したのであるから、もはや権利者ではない。
- (上演権及び演奏権) 第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的 として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。
- (著作権の譲渡) 第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
- 3 【○】著作権法では、共有著作権の行使は、共有者全員の合意がなければできないことになっているが、侵害訴訟等の場合は共有者の各人が単独でもできる。
- 【解説】権利が共有者に不利な影響を与える場合は、共同で行うことが必要だが、共有者に 影響がない場合は単独ででき、権利侵害については自分の損害分のみを請求できる。
- (共有著作権の行使) 第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権(以下この条において「共有著作権」という。) については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。
- 2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。
- 4 【○】会社からの指示で、会社の属する団体主催の研修会で講師をやるため、職務として講習テキストを作成し、そのテキストが団体名で公表された場合、テキストの著作権者は私である。
- 【解説】会社名で公表するものでないから、職務著作の要件を満たさず、本来どおりの創作 した者が著作者となり、契約等なければ著作権者でもある。
- (職務上作成する著作物の著作者) 第十五条 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。
- 5 【×】気に入ったホームページがあったのでリンクを張ろうとしたら「リンクを張るには当方の許諾が必要です」との文言があった場合,無視して無断でリンクを張ることは,著作権侵害となることがある。
- 【解説】リンクはホームページの住所を示すようなもので、著作物ではないから侵害を問われることはない。
- (定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属す るものをいう。
- 6 【○】私は機関車が好きで、私が撮影した機関車の写真が雑誌に掲載されたところ、 ある人が、私がその人の作品を真似したという理由で苦情を言ってきた。確認した

氏名          提出日  年  月  日  SR2
-------------------------------

ところ,確かにその人の写真とそっくりだったが,間違いなく私の作品は私が撮影したものであるから、このような場合には著作権侵害とならない。

- 【解説】自分で創作したものは、禁止されていない限り自分で自由に利用できる。著作権は 相対的な権利で、独自の創作には創作の前後を問わず、権利が及ばない。(ワンレ イニーナイイントウキョー事件、江差追分事件)
- 7 【×】美術館が、絵画の贋作を展示する行為は、たとえ美術館が贋作と知らなかった としても、当該絵画の著作権者の展示権の侵害となる。
- 【解説】絵画の展示権は、原著作物の展示にかかる権利であり、複製物は対象ではない。 (展示権) 第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。
- 8 【○】映画のために作曲された映画音楽の著作権は、当該映画の著作権が公表から 70 年 で権利期間が満了し著作権が消滅した場合、映画音楽の著作権も消滅することがある。
- 【解説】権利の存続期間は、映画は公表から 70 年であり、その他は著作者の死後 50 年であるから、映画の公表から 20 年以内に作曲家がなくなっていれば音楽単独の著作権はなくなっているから、映画音楽の著作権も映画と同時に消滅する。
- (映画の著作物の保護期間) 第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年(その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年)を経過するまでの間 存続する。
- 2 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとする。
- 9 【×】株式会社の社長が社長室長に命じて、株主総会における社長の挨拶原稿を執筆させた場合、挨拶原稿の著作権は会社が有するが、著作者人格権は社長室長が有する。
- 【解説】問 4 と同じく、著作権法 15 条の職務著作の要件を満たせば、会社が著作者となり、著作者人格権も会社が有する。
- 10【×】小説の懸賞募集に応募し金賞を受賞し 100 万円を得たが、応募要領に「全ての著作権は主催者に帰属します。」とあったので、たとえその小説が私に無断で映画化されても、私には何ら主張できる権利はない。
- 【解説】二次的著作物の創作に関する権利までも、通常の契約に含まれるとは意識しないのが一般的であるから、特掲が必要とされる。
- (著作権の譲渡) 第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
- 2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特 掲されていないときは、これらの権利は、<u>譲渡した者に留保されたものと推定</u>する。